






教育支援資金に関する Q&A


Q1  地区の民生委員がわかりません。


A1  お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。


Q2  教育支援費と就学支度費を同時に借りることはできますか？

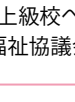
A2  できます。ただし、就学支度費については、入学後の貸付はできません。


Q3  返済にはどのような方法がありますか？

A3  「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます。

Q4  卒業後、進学した場合でも返済は始まりますか？

A4  本資金による就学者であった方が、上級校への進学等により返済が困難な場合は、「返済猶予」の制度があります。ご希望の場合は、上級校への進学前に必ずお申込時の社会福祉協議会へ申請してください。

Q5  学校の成績は貸付審査に影響しますか？

A5  審査に成績は関係ありません。世帯の収入や生活実態について審査を行います。



ご相談はあなたのまちの市町村社会福祉協議会へ

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ●盛岡市 …………… 019-651-1000 | ●奥州市 …………… 0197-25-6158 |
| ●盛岡市玉山支所 …… 019-683-2743 | ●奥州市水沢支所 …… 0197-25-6025 |
| ●宮古市 …………… 0193-64-5050 | ●奥州市江刺支所 …… 0197-35-8081 |
| ●宮古市田老福祉センター 0193-87-2224 | ●奥州市前沢支所 …… 0197-56-2148 |
| ●宮古市新里センター 0193-72-3437 | ●奥州市胆沢支所 …… 0197-46-3111 |
| ●大船渡市 …………… 0192-27-0001 | ●奥州市衣川支所 …… 0197-52-3144 |
| ●花巻市 …………… 0198-24-7222 | ●雫石町 …………… 019-692-2230 |
| ●花巻市大迫支所 …… 0198-48-4111 | ●葛巻町 …………… 0195-66-2111 |
| ●花巻市石鳥谷支所 …… 0198-45-4666 | ●岩手町 …………… 0195-62-3570 |
| ●花巻市東和支所 …… 0198-42-3151 | ●滝沢村 …………… 019-684-1110 |
| ●北上市 …………… 0197-64-1212 | ●紫波町 …………… 019-672-3258 |
| ●久慈市 …………… 0194-53-3380 | ●矢巾町 …………… 019-611-2840 |
| ●久慈市山形事務所 …… 0194-72-2800 | ●西和賀町 …………… 0197-85-3225 |
| ●遠野市 …………… 0198-62-8459 | ●金ケ崎町 …………… 0197-44-6060 |
| ●遠野市宮守福祉センター 0198-67-2833 | ●平泉町 …………… 0191-46-5077 |
| ●一関市 …………… 0191-23-6020 | ●藤沢町 …………… 0191-63-2111 |
| ●一関市花泉支部 …… 0191-82-4002 | ●住田町 …………… 0192-46-2300 |
| ●一関市大東支部 …… 0191-71-1177 | ●大槌町 …………… 0193-41-1511 |
| ●一関市千厩支部 …… 0191-53-2885 | ●山田町 …………… 0193-82-3841 |
| ●一関市東山支部 …… 0191-47-3238 | ●岩泉町 …………… 0194-22-3400 |
| ●一関市室根支部 …… 0191-64-3983 | ●田野畑村 …………… 0194-33-3025 |
| ●一関市川崎支部 …… 0191-43-4323 | ●普代村 …………… 0194-35-2100 |
| ●陸前高田市 …………… 0192-54-5151 | ●川井村 …………… 0193-76-2310 |
| ●釜石市 …………… 0193-24-2511 | ●軽米町 …………… 0195-46-2881 |
| ●二戸市 …………… 0195-25-4959 | ●野田村 …………… 0194-78-2963 |
| ●二戸市浄法寺支所 …… 0195-38-3061 | ●九戸村 …………… 0195-41-1200 |
| ●八幡平市 …………… 0195-74-4400 | ●洋野町 …………… 0194-65-5360 |
| ●八幡平市西根支所 …… 0195-75-1821 | ●洋野町大野事務所 …… 0194-77-2180 |
| ●八幡平市安代支所 …… 0195-72-2811 | ●一戸町 …………… 0195-33-3385 |

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画課 生活支援グループ

〒020-0831
岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
電話 019-637-4440・4533・4495・4496
FAX 019-637-9722
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/>

生活福祉資金 教育支援資金 のご案内



[平成 21 年 10 月現在]

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

生活福祉資金 教育支援資金とは

生活福祉資金 教育支援資金とは、国と県が資金を出し合い、民生委員や社会福祉協議会の生活支援のもとに所得の少ない世帯(生活上世帯を含む)に対して、学校教育法に基づく高等学校、大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む)または高等専門学校の学費について無利子で貸付を行うものです。

ご利用いただける世帯

- 一定の所得額以下であって、必要な資金の融資を他から受けることが困難である低所得世帯としています。
- 低所得世帯とは、世帯の収入がおおむね市町村住民税非課税程度または生活保護法に基づく生活扶助算定基準の1.7倍以下の世帯となります。基本例は次のとおりです。(平成20年の場合)

例1 夫40歳、妻38歳、子15歳の3人世帯
借家で高校進学のための借入を申請する場合。

●●●▶ 月収33万円以下程度の世帯が該当

例2 夫50歳、妻40歳、第1子17歳、第2子11歳の4人世帯
借家で大学進学のための借入を申請する場合。

●●●▶ 月収40万円以下程度の世帯が該当

※上記の基準は目安であって、世帯構成・状況等により変わりますので、必ずご確認ください。

生活福祉資金 教育支援資金をご利用できない方

- 本会が実施している生活福祉資金の連帯保証人になっている方。
- 他の負債との関係で、本資金を貸付けることにより、その後の生活を著しく圧迫するおそれがあると判断される方。
- 母子世帯、寡婦世帯の方であって、本資金と同等の内容である母子・寡婦福祉資金貸付制度のご利用が可能の方。
- 独立行政法人日本学生支援機構からの借入が可能の方。

※ 母子・寡婦福祉資金貸付制度、独立行政法人日本学生支援機構等の他制度の貸付対象とならない方や、借入金が不足している方については本資金の貸付対象となる場合もありますので、お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。

教育支援資金の種類と貸付額

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援資金	教育支援費 高校 月 35,000円以内 高専 月 60,000円以内 短大 月 60,000円以内 大学 月 65,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内	無利子
	就学支度費 500,000円以内			

- 教育支援費 低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校または養護学校の高等部および専修学校の高等過程を含む)、大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む)、または高等専門学校に就学するのに必要な経費。
- 就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学、または高等専門学校への入学に際し必要な経費。

貸付資金の返済例

例1 元金 1,260,000円(高校3年間)10年(120回)の場合
●●●▶ 月額10,500円 × 120回

例2 元金 3,120,000円(大学4年間)20年(240回)の場合
●●●▶ 月額13,000円 × 240回

貸付資金の返済方法

- 原則として、「ゆうちょ銀行」または「岩手県内に本店のある金融機関」の預金口座からの自動振替となります。
- 返済期間は、卒業後、措置期間が終了してから20年以内で設定が可能です。期限内まで返済が終了しない場合は、残りの元金に対し年10.75%の延滞利子が発生します。

ご利用に際して

相談窓口

お住まいの市町村社会福祉協議会または民生委員にご相談ください。

連帯借受人

就学者が主たる借受人となった場合、生計中心者が連帯借受人として加わります。

連帯保証人

連帯借受人がいない場合、連帯保証人が必要です。連帯保証人は原則1名で、「地方税法における住民税が課税されている」「世帯の生計中心者として、年齢が65歳以下で、かつ返済完了時に75歳以下」等が条件となり、原則連帯保証人は返済終了まで変更できません。なお、借受世帯の償還困難時には連帯保証人として債務を履行することができる者とします。

民生委員からの支援

申込時から貸付、返済終了まで民生委員が相談にのります。また、必要書類にはあなたがお住まいの地区の民生委員の意見書が必要となります。

申込に必要な添付書類は……

共通添付書類

- 借入申込者、連帯借受人、連帯保証人の住民票(本籍地が記載されたもの)
- 借入申込者、連帯借受人世帯の全員分の所得が分かる書類(源泉徴収票、所得証明書等)
※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
- 連帯保証人の住民税課税証明書または住民税納税証明書(源泉徴収票等の住民税の課税状況が分からない書類は不可)
- 借入申込者、連帯借受人、連帯保証人の個人情報の取り扱い

「教育支援費」に関する必要添付書類

- 新入学の場合は合格通知書の写し
- 中途入学者または在学者については、在学証明書
- 修学に関する内訳書(大学、短大、専修学校専門課程等に進学の場合)

「就学支度費」に関する必要添付書類

- 合格通知書または、入学許可証の写し
- 経費の内訳が分かる書類

申込から貸付の決定、資金交付まで

市町村社会福祉協議会を通じて岩手県社会福祉協議会で借入申込書を受付けた後、審査を経て約2～3週間程度で結果をお知らせいたします。貸付決定後は借用書等を作成し、1～2週間程度で本会が貸与を認められた月から在学している学校の卒業月までの金額を、ご指定の金融機関口座に振込みいたします。なを、振込みについては、上半期分、下半期分(各6ヶ月分)として年2回行います。